

議案第45号

瀬戸内市給水条例の一部を改正することについて

瀬戸内市給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

災害その他非常の場合において、他の水道事業者が指定した給水工事事業者による工事の実施を可能とする規定を追加するため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市給水条例の一部を改正する条例

瀬戸内市給水条例(平成16年瀬戸内市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に、次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市給水条例(平成16年瀬戸内市条例第162号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p>